

## 特定処遇改善加算（Ⅰ）取得法人です。

当法人では介護職員処遇改善加算（Ⅰ）と介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。

これは、介護職員の処遇改善を目的に制度化されたもので、令和元年10月からの特定処遇改善加算は介護職員だけでなく、介護福祉設等で働く看護師などの医療職やケアマネジャー、事務職員も対象となるよう新たに創設されたものです。

当法人でも介護・福祉経験年数が10年以上の介護職員と10年未満の介護職員、それ以外の職種の職員という国の配分基準に従って、それぞれ給与、賞与に上乘せした配分をしています。

配分基準については、次のとおりです。

グループの区分		対象職員の基準
a	経験・技能のある介護職員	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護職員であること（介護職の兼任辞令を交付し介護業務を実施している職員を含む）</li><li>○ 介護福祉士である職員</li><li>○ 当法人の勤務年数及び前歴の福祉・介護施設等の経験年数を合算し、10年以上の職員</li><li>○ 正規職員又は準職員</li></ul>
b	他の介護職員	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護職員であること（介護職の兼任の辞令を交付し介護業務を実施している職員を含む）</li><li>○ 上記「a 経験・技能のある職員」以外の介護職員</li><li>○ 正規職員又は準職員もしくはパート職員</li></ul>
c	その他の職種	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護職以外の職種の職員（介護職の兼任辞令を交付し介護業務を実施している職員を除く看護師などの医療職やケアマネジャー、事務職員）</li><li>○ 正規職員又は準職員もしくはパート職員</li></ul>